

資料2

# 前回検討会における財政収支見通しの 検証について

## 検証の方法

○平成18年の地方議会議員年金制度検討会が実施した、平成18年改正を踏まえた「H18検討会推計」と、平成20年度に三共済会が主催した「地方議会議員年金制度に関する研究会」が実施した「H21研究会推計」を比較することで、乖離している原因を分析する。

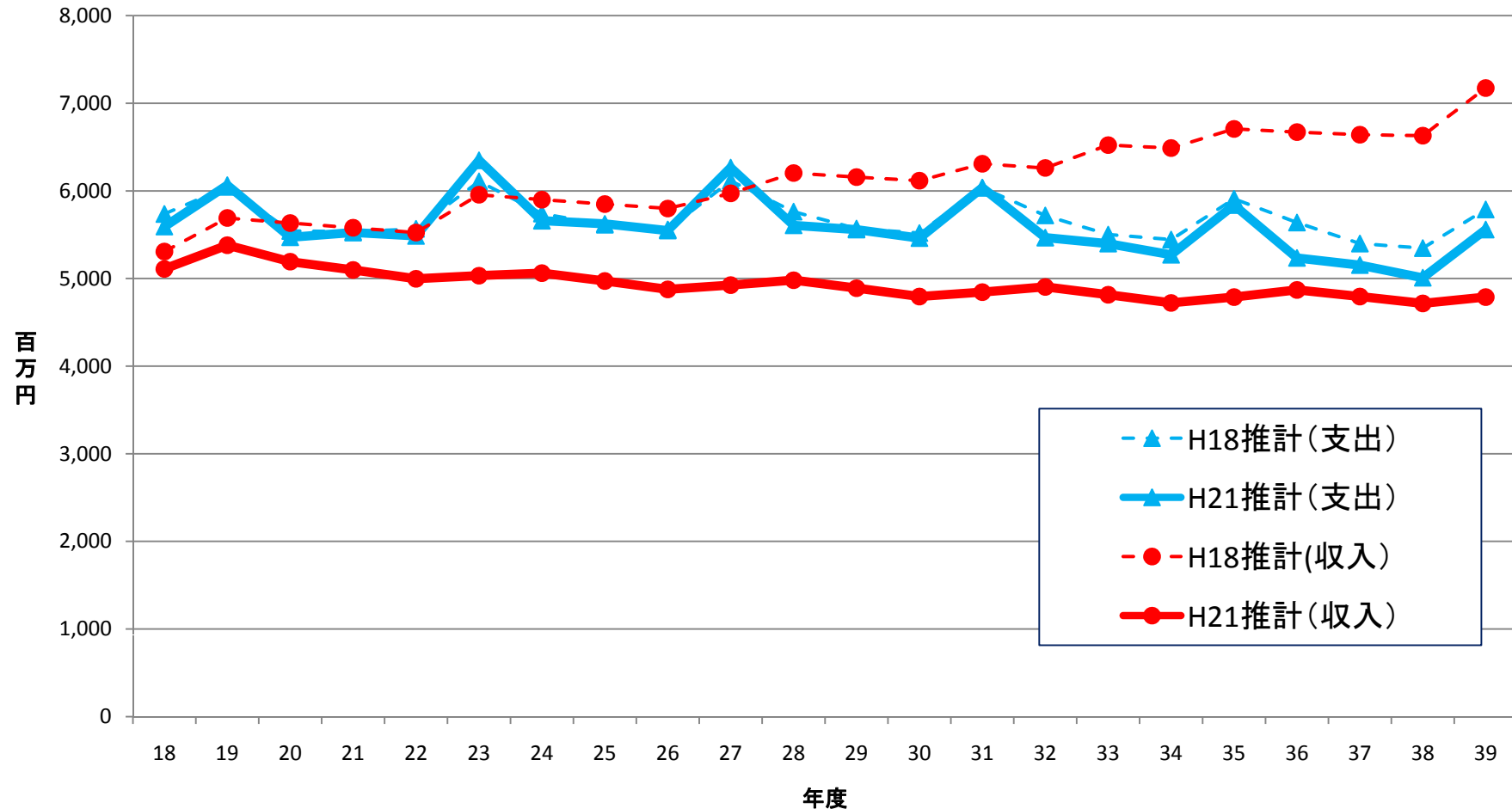
	H18検討会推計	H21研究会推計
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年の地方議会議員年金制度検討会 が推計した財政見通し</li> <li>・平成18年改正を踏まえた推計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度に三共済会が主催した「地方議 会議員年金制度に関する研究会」が推計し た財政見通し</li> <li>・平成21年度から平成23年度までの見通しは、 実態調査に基づくもの</li> </ul>
会員数	都道府県 : 0.0% 市 : ▲0.4% 町村 : ▲0.7% 合併 : 別途共済会調査	都道府県 : 0.0% 市 : ▲0.85% 町村 : ▲1.17% 合併 : 別途共済会調査
報酬改定率	都道府県 : 1.0% 市 : 1.5% 町村 : 1.5%	都道府県 : 0.0% 市 : 0.0% 町村 : 0.0%
運用利回り	都道府県 : 3.0% 市 : 2.0% 町村 : 2.0%	都道府県 : 2.5% 市 : 0.5% 町村 : 0.5%
物価上昇率	1.0% (ただし、H17:0.5%、H18:1.2%、H19:1.5%、H20:1.9%)	1.0%

# 収入・支出の比較

都道府県

- 支出については、H21年研究会推計とH18検討会推計がほぼ同水準。
- 収入については、H21年研究会推計がH18検討会推計を下回っており、財政収支上は、マイナスに働いている。
- H18検討会推計とH21研究会推計との乖離は、「収入の見込み」の乖離が主な原因ではないか。

## 【H18検討会推計とH21研究会推計との乖離】



※H18検討会推計:

平成18年の地方議会議員年金制度検討会が推計した対応策措置後の財政見通し。

※H21研究会推計:

平成20年度に、三共済が主催した「地方議会議員年金制度に関する研究会」が推計したもの。平成20年度から平成23年度までは、実態調査に基づいた推計

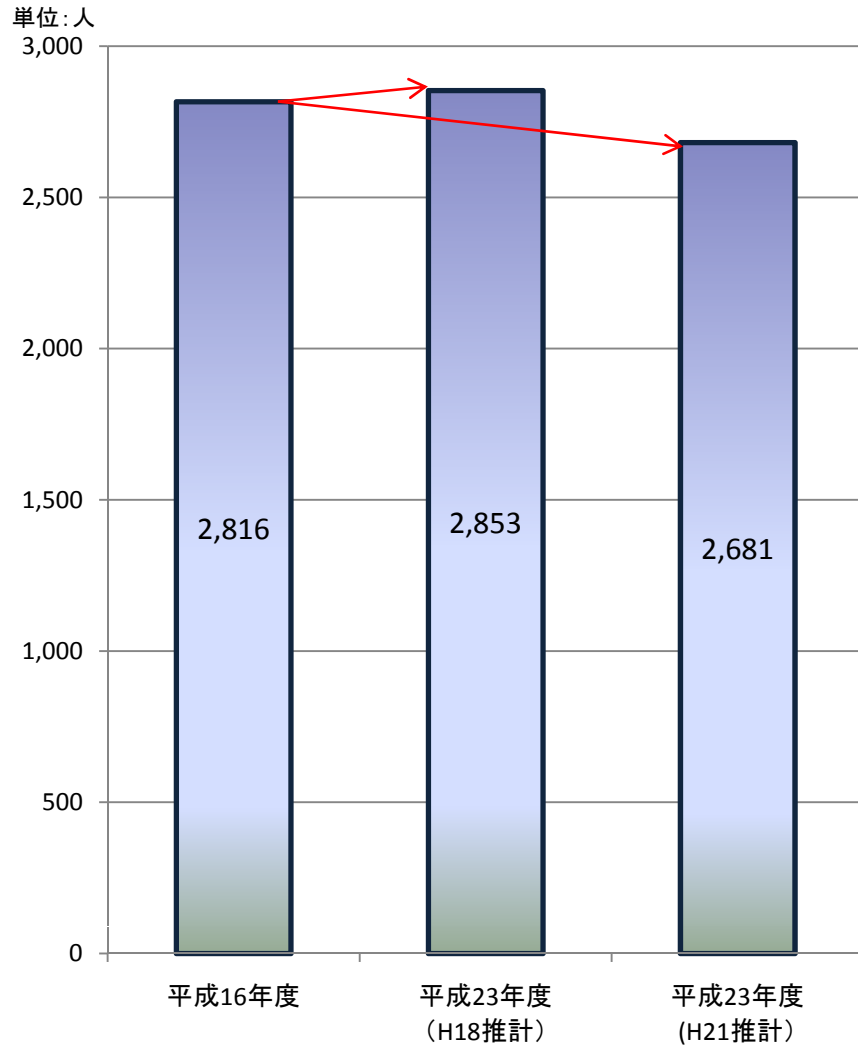
平成24年度以降は、共済会が見込んだ退職率により会員数を変動。4年ごとに定数に戻るものとしたもの。報酬額の改定率は、平成20年度以降一定とし、上限値の改定は見込まないものとしたもの。

# 収入の乖離の分析

都道府県

○都道府県議会議員年金については、会員数・平均報酬月額ともに、行革による抑制が予想以上だったのではないかと推察される。

### 【年度末会員数】



### 【平均報酬月額】

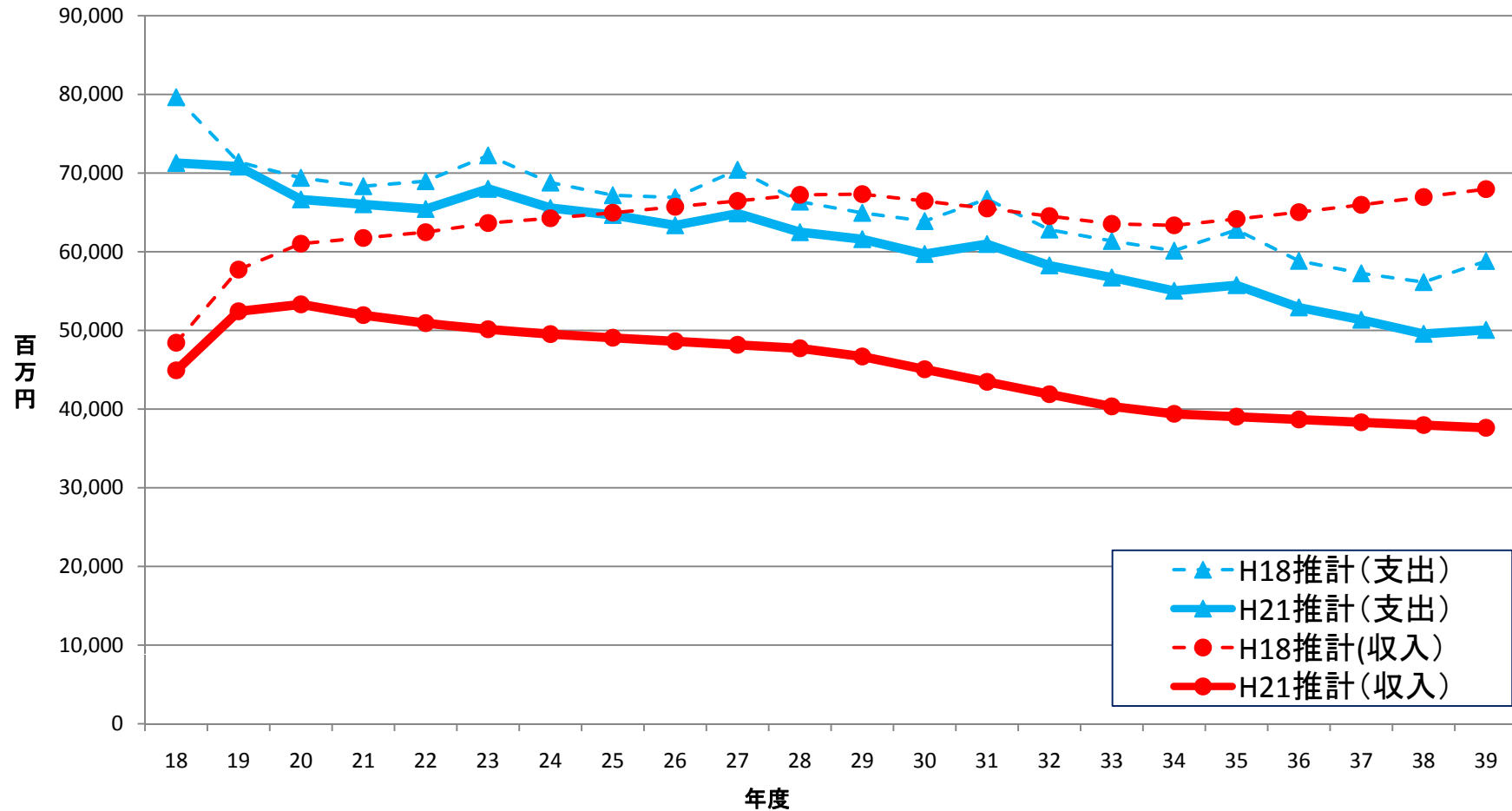


# 収入・支出の比較

市+町村

- 支出については、H21年研究会推計がH18検討会推計を下回っており、財政収支上は、プラスに働いている。
- 収入については、H21年研究会推計がH18検討会推計を大きく下回っており、財政収支上は、マイナスに働いている。
- H18検討会推計とH21研究会推計との乖離は、「収入の見込み」の乖離が主な原因ではないか。

## 【H18検討会推計とH21研究会推計との乖離】



※H18検討会推計：  
平成18年の地方議会議員年金制度検討会が推計した対応策措置後の財政見通し。

※H21研究会推計：  
平成20年度に、三共済が主催した「地方議会議員年金制度に関する研究会」における推計。  
平成20年度から平成23年度までは、実態調査に基づいた推計

平成24年度以降は、会員数は、市は毎年△0.85%、町村は△1.17%減少、報酬額の改定率は、平成24年度以降一定とし、上限値の改定は見込まないものとしたもの。

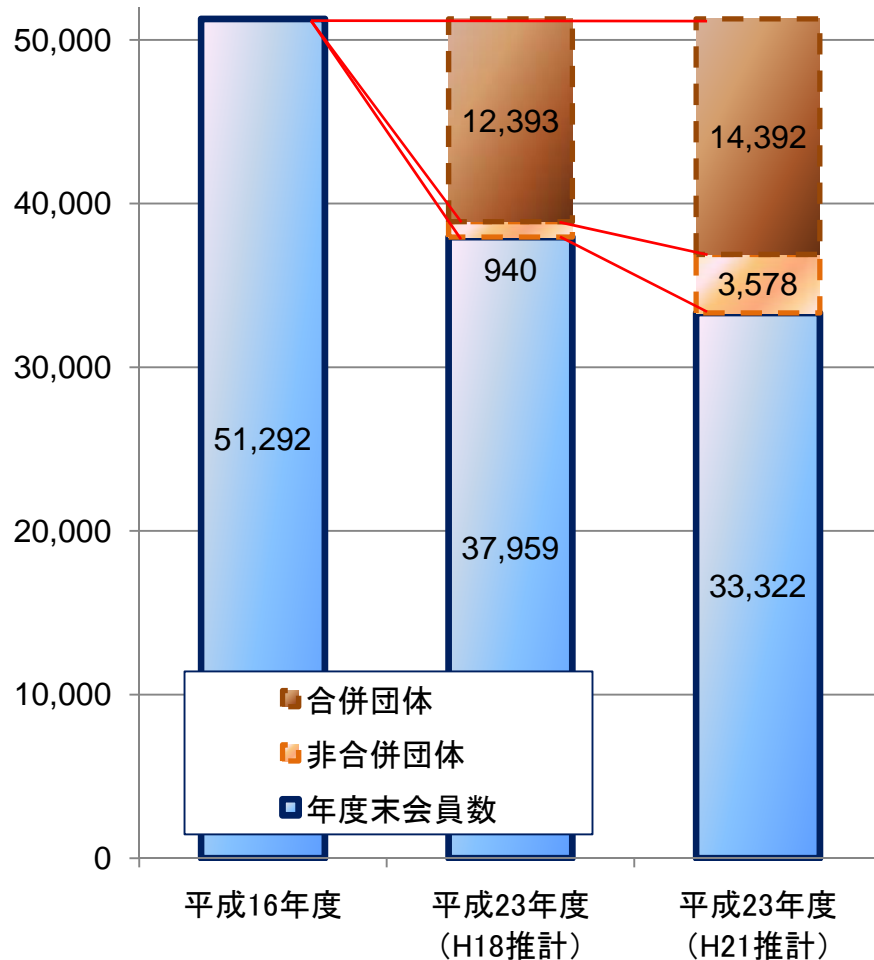
# 収入の乖離の分析

市+町村

- 会員数については、合併・行革等による減が予想以上であったのではないか。
- 平均報酬月額については、合併により報酬額の低い町村議会議員が減ることから上昇すると見込んでいたが、合併した市町村においても行革により報酬を抑制したことから、H18検討会推計よりも上昇幅が小さくなったのではないか。

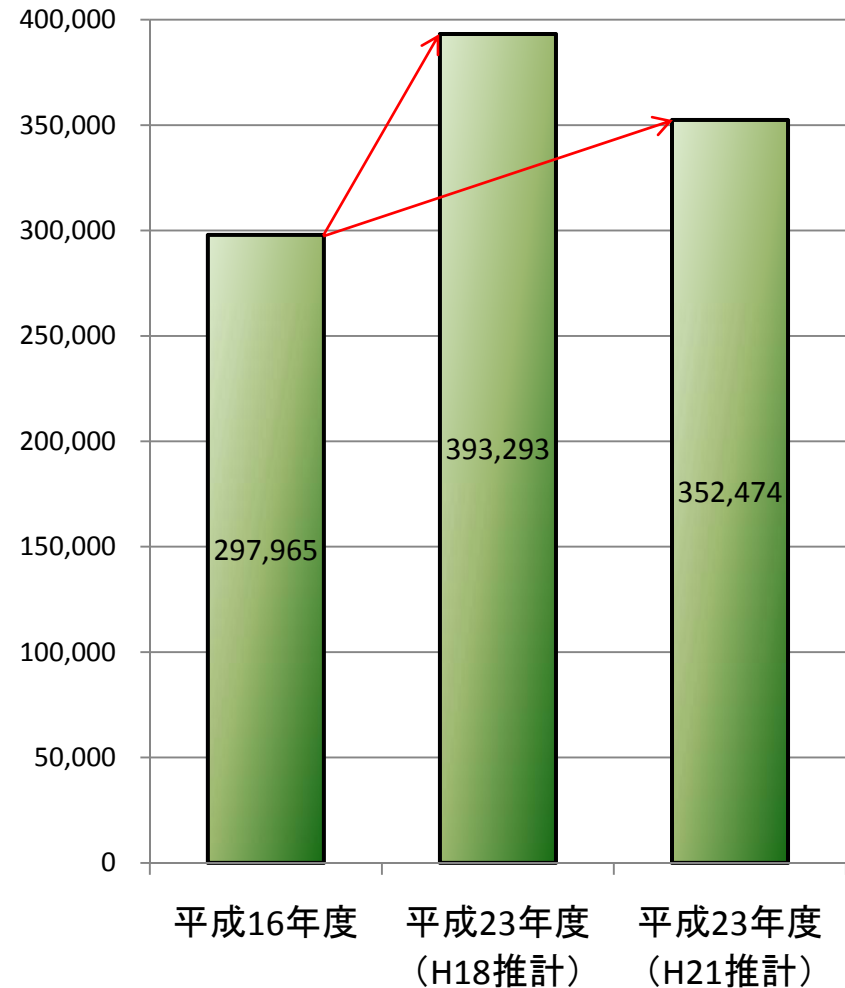
## 【年度末会員数】

単位:人



## 【平均報酬月額】

単位:円



※合併団体:平成11年4月1日以降合併した団体 ※非合併団体:合併団体以外の団体

# 市町村合併・行革に伴う地方公共団体の財政負担軽減額と共済会の財政状況

○市町村合併・行革に伴う地方公共団体の財政負担額軽減額と、市共済会及び町村共済会の財政状況の悪化、市町村の合併の特例に関する法律第16条第3項の規定の関係について、どのように考えるか。

## 【市町村合併・行革に伴う地方公共団体の財政負担軽減額】

	年度末団体数	年度末会員数 (市共済会+町村共済会)	議員報酬手当
平成10年度	3,255 市町村	60,004 人	3,298 億円
平成18年度	1,827 市町村	39,711 人	2,425 億円
平成19年度	1,816 市町村	35,819 人 ▲3,892人	2,187 億円
平成10年度と 19年度の差	▲1,439 市町村	▲24,185 人	▲1,111 億円

(注1)「平成の大合併」が始まる前の平成10年度と直近の19年度の状況を比較。

(注2)団体数の市には、東京23特別区を含む

(注3)平成10年度と18年度の議員報酬手当は、総務省の「地方財政統計年報」に基づく。

(注4)19年度の議員報酬手当は、18年度の会員一人当たり議員報酬手当6,106,620円を19年度の会員減少数3,892人に乗じて算出した約238億円を18年度議員報酬手当から減じた。

市町村が負担している議員報酬・  
期末手当等が合併・行革により  
約1,111億円減少した。

### 【参考1】市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(国、都道府県等の協力等)

第16条

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

### 【参考2】市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)

(国、都道府県等の協力等)

第65条

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第151条第1項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。